

競技会場 周辺の 交通規制のお知らせ



東京2020大会開催に伴い競技会場周辺で交通規制が行われます。
ご迷惑をおかけしますが、行動時間や経路の変更など、
混雑緩和にご理解とご協力をお願いします。

競技会場 釣ヶ崎海岸サーフィンビーチ



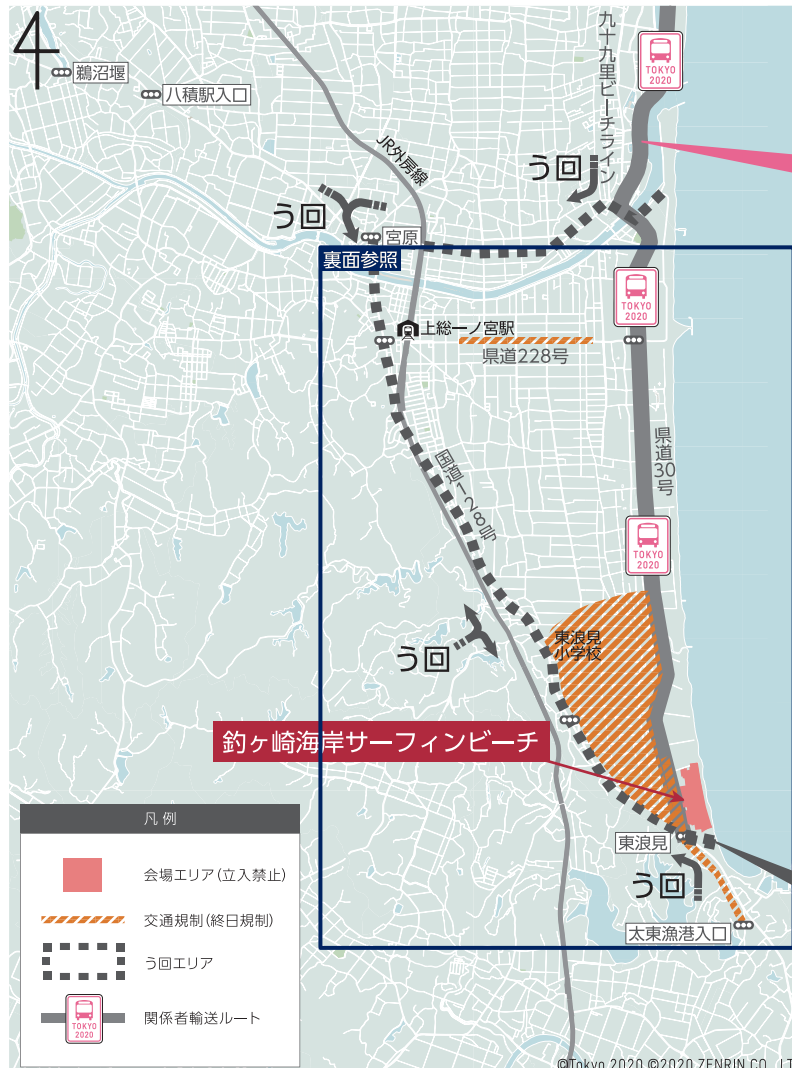
サーフィン

規制期間 **7/24(土)～8/1(日)**

※競技日前日からの路上駐車を防止するため、7/24から交通規制を実施します。

競技日程	7/23(金)	7/24(土)	7/25(日)	7/26(月)	7/27(火)	7/28(水)	7/29(木)	7/30(金)	7/31(土)	8/1(日)
サーフィン競技			7:00 ～16:20	7:00 ～16:40	7:00 ～14:20	8:00 ～11:35				
サーフィン フェスティバル			●	●	●	●	●	●	●	●

※サーフィン競技は、競技に適した波のコンディションで行われます。コンディションが良ければ4日間で終了するスケジュールですが、波のコンディション次第でさらに日程を要する可能性があります。そのため、実際のサーフィン競技日程は、7月25日(日)～8月1日(日)のオリンピックサーフィンフェスティバル開催期間に4日間のスケジュールを行う予定です。



関係者輸送ルート

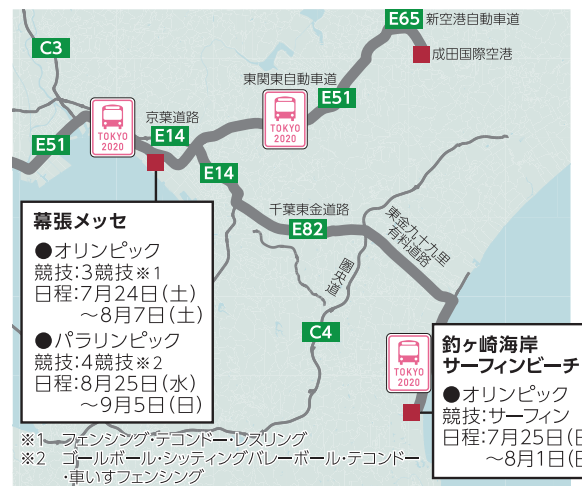
選手などの大会関係者を輸送するルートにはこの看板が設置されます。ルートを避けて通行していただくなどご協力をお願いします。



桜色の看板などが目印です。



大会関係車両イメージ(車両の前後に「TOKYO2020」の標章を取り付けています)

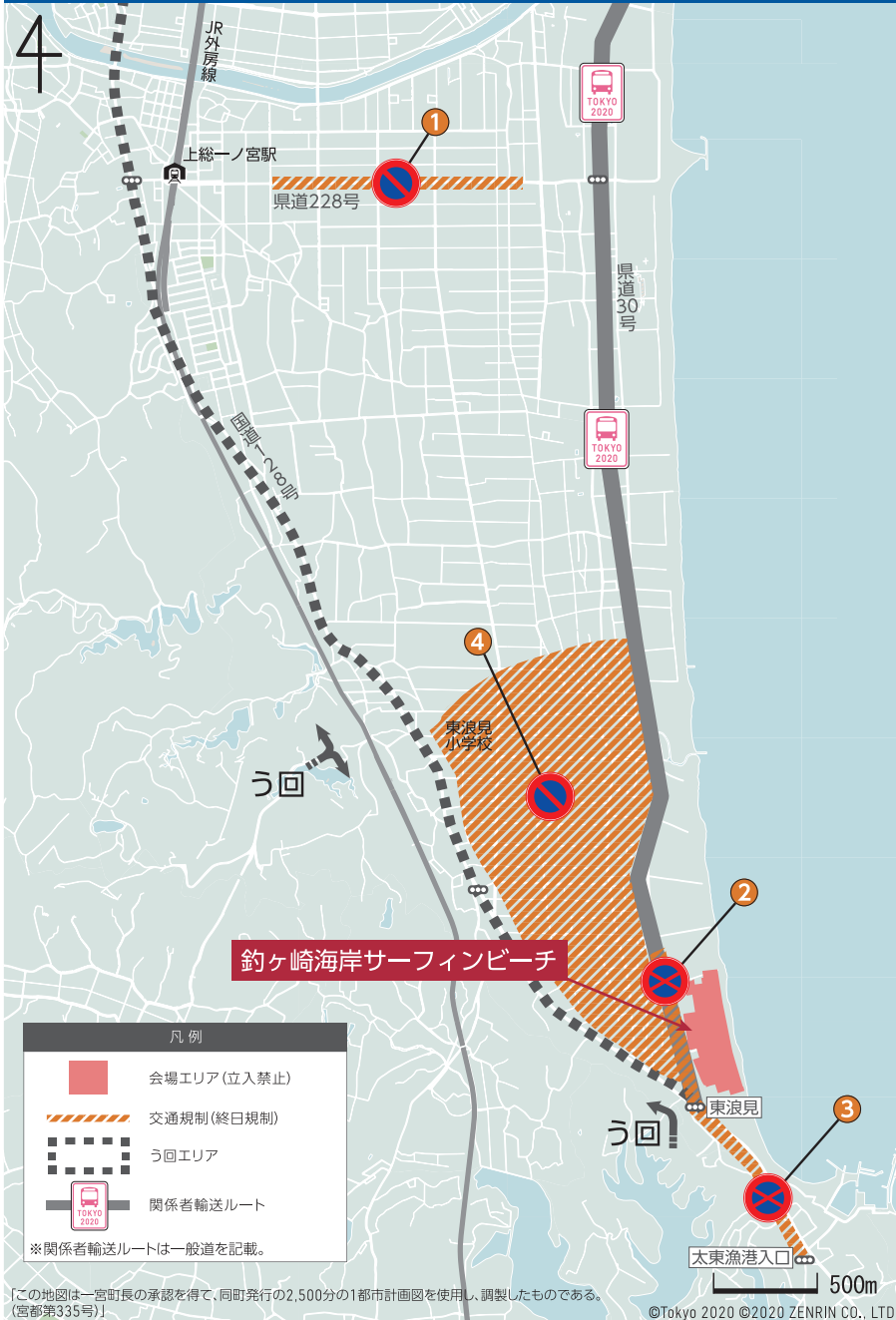


う回エリア

会場周辺の混雑緩和のため、このエリア内の通過を避け、エリアの外でう回していただくようご協力をお願いします(居住者、所用のある方は通行できます)。



釣ヶ崎海岸サーフィンビーチ 周辺の交通規制



交通規制(終日規制)

- ① 千葉県道一宮停車場線(県道228号線)
規制期間: 2021年7月24日~8月1日
規制内容: 駐車禁止(車道両側)
- ② 主要地方道飯岡一宮線(県道30号線)
規制期間: 2021年7月24日~8月1日
規制内容: 駐停車禁止(車道両側)
- ③ 国道128号
規制期間: 2021年7月24日~8月1日
規制内容: 駐停車禁止(車道両側)
- ④ 一宮町道
規制期間: 2021年7月24日~8月1日
規制内容: 駐車禁止(車道両側)
※一部、駐停車禁止規制の路線あり

※上記①~③の路線は、左図の規制区間以外においても、既存の駐車禁止規制がかかっています。

首都高速道路の料金施策について

夜間の料金割引及び日中時間帯の料金上乘せが実施されます。
(7月19日~8月9日及び8月24日~9月5日)

	時間帯	料金	対象
夜間割引	0時~4時	5割引	ETC搭載車
料金の乗せ	6時~22時	1,000円上乘せ	マイカー等

※「障がい者手帳の保有者が運転・同乗する車両」及び「福祉関係車両」は東京都に申請すると料金上乘せの対象外となります(ETC車限定)。申請方法は別途、東京都のHP等でお知らせします。
※有料道路における障がい者割引制度の適用を受けている方は申請不要で料金上乘せの対象外となります。

対象車種・区間等の詳細については、東京都や首都高速道路(株)のHPでご確認ください。

2020首都高 検索

混雑緩和のためにご協力いただきたいこと

行動時間の変更

経路変更

テレワーク

計画的な休暇取得

宅配便等の計画的な注文

交通規制についての詳細はこちらから

- その他の競技会場周辺の交通規制
(オリンピックスタジアム、有明・台場エリア、選手村など)
- 高速道路の交通規制
- 開閉式に伴う大規模な交通規制
- 路上競技に伴う交通規制
(トライアスロン、自転車ロード、パラリンピックマラソン) など



<https://tokyo2020.org/ja/news/transportation-notice/>

チラシの使用に関する注意事項

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「本大会」といいます。）開催時における交通規制の影響を受ける会場周辺の施設の管理者・所有者等（以下「本利用者」といいます。）は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」といいます。）が作成する交通規制情報を掲載したチラシ（以下「本チラシ」といいます。）について、その使用を希望する場合、以下に定める注意事項（以下「本注意事項」といいます。）に同意した上で、当該施設内に掲示・配架することができます。

本利用者が本チラシを掲示・配架したことをもって、本注意事項に同意したものとみなします。

1. ブランド保護基準の確認・遵守

組織委員会が定める知的財産の保護 (<https://tokyo2020.org/ja/utilities/copyright>) 及び大会ブランド保護基準 (<https://gtimg.tokyo2020.org/image/upload/production/ujqwx8cojnsrmewsbfa.pdf>) をご確認ください、本大会のブランド保護に関するルールを遵守してください。

2. 使用条件

本チラシの掲示・配架にあたっては、以下の使用条件を遵守して下さい。

- (1) 本チラシは、本大会開催に伴う交通規制に関する案内目的のみに使用してください。
- (2) 本チラシのデータを、変更・修正・改変することは禁止します。
- (3) 掲示・配架可能箇所は、施設内の総合受付やパブリックスペースとします。ただし、施設内に総合受付やパブリックスペース等が設置されていない場合は、アンブッシュ・マーケティングに配慮した掲示・配架場所を本利用者が選定するものとします。
- (4) 掲示のための印刷可能枚数は、原則 1 枚とします。ただし、大規模施設等において上記(3)に記載する掲示可能箇所が複数ある場合は、その数を上限とします。
- (5) 営利目的（販売している商品等の広告、寄付金の募集等）での掲示・配架を禁止します。
- (6) 掲示・配架する施設のロゴや非パートナー企業広告・チラシ等と隣接した位置に掲示・配架することは禁止します。掲示・配架にあたっては、当該施設等が本大会に協力しているかのように誤認されることのないように注意してください。
- (7) 掲示・配架が可能な期間は、本利用者に影響のある交通規制が実施される期間に準じるものとします。

3. 使用許諾の取消し

本利用者が本注意事項に違反して本チラシを使用した場合、その他組織委員会において本利用者による本チラシの使用を不適当と認める合理的な事由がある場合、組織委員会は、本利用者への本チラシの使用許諾を取り消すことができるものとします。その場合、本利用者は、組織委員会の指示に従い、本チラシを撤去及び廃棄するものとします。

4. 権利帰属

本チラシに係る商標権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含みますが、これに限りません。）、意匠権その他一切の知的財産権は、組織委員会又はオリンピック若しくはパラリンピックの公式団体（国際オリンピック委員会（以下「IOC」といいます。）、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」といいます。）、日本オリンピック委員会（以下「JOC」といいます。）及び日本パラリンピック委員会（以下「JPC」といいます。）を含みます。）に帰属することを確認し、本利用者はこれを争いません。

5. 非保証等

本利用者は、(1)本チラシに関するあらゆる事項（本チラシの権利帰属及び本チラシの使用が第三者の権利を侵害しないことを含みます。）について組織委員会は一切保証しないこと、及び、(2)本利用者が本チラシの使用に関し一切の責任を負う旨を理解し、合意します。また、本利用者は、組織委員会、IOC、IPC、JOC 及び JPC 並びにこれらの代表者、役員、従業員、コンサルタント、代理人、契約者（スポンサー、サプライヤー、ライセンサー及び放送事業者を含みますが、これらに限りません。）その他関係者（以下、総称して「組織委員会等」といいます。）に対して、本チラシの使用に関する一切の責任追及を行いません。

6. 免責

本利用者は、本利用者又は本利用者が監督する第三者による本チラシの使用又は本注意事項の違反に関し、直接又は間接に生じるあらゆる請求、責任及び費用について、組織委員会等を免責し、一切の責任を問いません。

7. 準拠法、裁判管轄

本利用者は、本注意事項及びこれに関連する一切の事項に係る準拠法を日本法とすることに同意するとともに、本注意事項及びこれに関連する一切の事項に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに同意します。